

日立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

日立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月4日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

職員の年次休暇の付与を年度ごとに改めるため、本条例を制定するも
のであります。

日立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

日立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「一の年ごと」を「一の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下この条において同じ。）ごと」に、「一の年に」を「一の年度に」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第3号中「当該年の前年」を「当該年度の前年度」に、「当該年に」を「当該年度に」に改め、同条第2項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員の令和2年度における年次休暇の日数については、改正後の第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、改正前のこれらの規定による令和2年の年次休暇の日数から、同年1月1日（同日から施行日の前日までの間に新たに職員となった者にあつては、当該新たに職員となった日）から施行日の前日までの間に当該職員が与えられた年次休暇の日数を減じて得た日数に、5日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し5日を超えない範囲内で市長が別に定める日数）を加えた

日数とする。